

日本での新型コロナウイルス・ワクチン接種を希望する海外在留邦人等の皆様へのお知らせ

令和3年6月25日

●日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象としたワクチン接種事業を本年8月1日から開始します。

●日本に住民票を有しない海外在留邦人等の皆様の中で、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象としたワクチン接種事業を、本年8月1日から開始します。終了時期は2022年1月上旬を予定していますので、フライト等制約がある中で計画的にご準備ください。

詳細については、外務省 HP 内の以下の特設ページに記載しておりますので、御関心のある方は以下の URL からご確認ください。

URL : <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

本件事業について質問がある方は、まずは上記特設ページ内にある「よくある質問」コーナーをご一読ください。

なお、本件事業の対象者は以下の条件を全て満たす方ですのでご注意ください。

-海外在留邦人又は一部の再入国出国中の外国人

(対象範囲は上記外務省 HP の特設ページでご確認ください。)

-日本国内に住民票を有していない方

-接種を受ける日に12歳以上である方

※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民票登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。本事業は、日本国内に住民票を有しないため、自治体によるワクチン接種を受けることができない方を対象としています。住民票を有する方や転入届を提出した方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内をご参照ください。

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所 在 地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16、 Razzakov Str.、 Bishkek、 720040、 Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>